修善寺町外３町合併協議会規約

（設置）

第１条　修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町（以下「関係町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（名称）

第２条　この合併協議会の名称は、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担任事務）

第３条　協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　関係町の合併に関する協議

⑵　関係町の新市将来構想及び新市建設計画の作成

⑶　前２号に掲げるもののほか、関係町の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所の位置）

第４条　協議会の事務所は、関係町の長が協議して定めた場所に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

（会長）

第６条　会長は、関係町の長が協議により、第８条第１項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

２　会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

３　会長は、非常勤とする。

（副会長）

第７条　協議会に副会長３人を置く。

２　副会長は、関係町の長が協議により、次条第１項に掲げる者の中から、これを選任する。

３　副会長は、会長を補佐し、関係町の長があらかじめ協議して定めた順により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

４　副会長は、非常勤とする。

（委員）

第８条　委員は、次の者（第６条第１項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

⑴　関係町の長

⑵　関係町の議長

⑶　関係町の議会の議員の中からそれぞれ関係町の議会が選出した者各１人

⑷　関係町の長が協議して定めた学識経験を有する者18人以内

２　委員は、非常勤とする。

（会議）

第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、委員の３分の１以上の者から会議の目的を示して会議の開催の請求があ

るときは、会議を招集しなければならない。
３　会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第10条　会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。
２　会長は、会議の議長となる。
３　前２項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（委員以外の者の会議への出席）
第11条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
（小委員会）
第12条　協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。
２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（幹事会）
第13条　協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。
２　幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（事務局）
第14条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局の事務に従事する職員は、関係町の長が協議して定めた者をもって充てる。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担）
第15条　協議会に要する経費は、関係町で均等に負担するものとする。
２　関係町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。
（財務に関する事項）
第16条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議会の出納の監査）
第17条　協議会の出納の監査は、関係町の監査委員の中から関係町の長が協議して定めた者２人に委嘱して行う。
２　前項の規定による監査委員が、協議会の出納の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
（報酬及び費用弁償）
第18条　協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
２　第11条の規定により会議に出席する者並びに第12条に基づく小委員会及び第13条の規定に基づく幹事会に説明又は助言を求められて出席する者は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
３　前２項に定める報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が会議に

諮り別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第19条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第20条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附　則

1　この規約は、関係町の長が協議して定めた日から施行する。

2　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第２項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。